

ブロック塀等撤去補助金 Q & A

ブロック塀等撤去補助金について

Q1. ブロック塀等撤去補助金とは

A1. 平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震（マグニチュード6.1、最大震度6弱）では、ブロック塀等の倒壊が発生し、改めて基準を満たさないブロック塀等の危険が認識されたところ。

ブロック塀の安全性の確保は、所有者の責任です。

所有者による安全点検により、危険性が確認された場合は付近通行者への速やかな注意表示や補修・撤去等が必要となります。

このため、本市では、災害発生時における道路や公園の通行・利用されている方の安心・安全を高めるとともに、生活道路における避難路や緊急輸送路の確保が必要となることから、民間住宅等の所有者がブロック塀等を撤去する費用の負担を軽減する目的で補助する制度を創設しました。

Q2. 補助の対象となる塀とは

A2. 公道や公園に面したブロック塀等で、道路等からの高さが80cm以上かつ国土交通省の点検ポイントにより、厚さ・傾き等が不適合な状態にあるもの。

※公道・・・国、府または市が管理する道路
私道は含まない。

※公園・・・市が管理する公園（ちびっこ広場を含む。）、緑道

※ブロック塀等・・・コンクリートブロック塀、コンクリート万年塀、石塀、レンガ塀などの塀・門柱等

Q3. 補助の対象となる費用とは

A3. 補助対象となるブロック塀等の撤去工事費用。

Q4. 補助金額は

A4. 1敷地につき、最大20万円

※上限単価は、ブロック塀等の見附面積（高さ×幅）1平方メートルあたり 1万円。

※見積費用がこれを下回る場合は、見積金額をもって補助する。

Q5. 地震発生後、すでにブロック塀等の撤去工事をおこなった場合は

- A5. 大阪府北部地震が発生した平成30年6月18日まで遡及しての適用となります。
この場合、工事前の写真（全景・高さが分かるもの）があれば添付いただきたいが、なかった場合でも見積書の写し、領収書、工事後の写真を申請書に添付いただくこととなります。詳細は、建築課窓口にお問い合わせください。

Q6. 狭い道路で、ブロック塀等を撤去した後、防犯上新設したい場合は

- A6. 市が管理する道路で、道路幅員の狭い道路であれば、現在の位置に塀を新設できない場合があります。
ブロック塀等は建築物の附属構造物であるため、狹隘道路の場合、建築基準法の規定で建築確認申請時に道路後退の義務が発生する場合がありますので、詳細は道路管理課または建築課にお問い合わせください。

Q7. ブロック塀の下に土台があるが、これも撤去しないといけないのか

- A7. 今回の補助対象として、ブロック塀とその基礎（土台を含む）を含めて原則、撤去することとしています。
このため、基礎となる土台を撤去していただくこととしています。
ただし、道路幅員が適切に整備、管理されている道路の場合、基礎までの撤去は要さなくても構いませんので、あらかじめ建築課窓口でご相談ください。

Q8. ブロック塀の高さ80cmでは、控え壁が不要なのに、なぜ撤去しないといけないのか

- A8. 補助対象として、コンクリートブロックなどで作られ、公道や公園に面し、高さ80cm以上のものを対象としています。
国土交通省から示された点検ポイントにより審査することとしていますが、ブロック塀の内部にある鉄筋の配置や劣化状況などは、外観目視では不明な点が多く判別に苦慮することから、子どもの身長などを勘案し、安全性を高める観点から、高さ80cm以上のものを対象としているため、控え壁の有無とは関係なしで撤去していただきたいと考えています。

ブロック塀等の取扱いについて

Q9. ブロック塀に関する基準不適合（高さ・控え壁など）の指導について

A 9. 建築基準法の規定に不適合の場合、建築主事のいる特定行政庁の大阪府で指導されることとなる。

窓口：大阪府都市整備部建築指導室 建築安全課 監察・指導グループ

Q10. ブロック塀の安全性についての相談窓口について

A 1 0. 市ホームページでは、「ブロック塀の点検について」を掲載しているところ。相談窓口として、以下のとおり紹介している。

- ① 大阪府 都市整備部建築指導室 審査指導課確認・検査グループ
- ② 一般財団法人 大阪建築防災センター
- ③ 一般財団法人 大阪府建築士事務所協会
- ④ 公益社団法人 大阪府建築士会
- ⑤ 公益社団法人 日本建築家協会 近畿支部

Q11. 危険なブロック塀等の点検・見分け方について

A 1 1. 国交省や大阪府作成の「ブロック塀を点検しよう」（市HP掲載）で評価となる。

しかし、点検項目は、外観目視で確認できるもので、「高さ、壁の厚さ、控え壁、基礎、傾き、ひび割れ、ぐらつき」に限られ、壁内部の鉄筋の配筋状況・腐食程度や基礎の根入れ深さまでは、分からない。

このため、事前審査では、外観判別しやすい5つの項目による評価とする。

Q12. 撤去する工事業者の紹介について

A 1 2. 撤去する場合の建築工事業者などの紹介は、市HPで掲載しているところ。

- ① 摂津市建設事業組合 代表 野田建設㈱
- ② NPO 法人「人・家・街 安全支援機構」
- ③ 被災者向け住まいの相談専用ダイヤル（大阪府居住企画課HP）
- ④ ブロック塀に関する相談窓口（大阪府審査指導課HP）

Q13. 撤去すると、元の位置に塀は設置できるのか

A13. 建築時にセットバック（道路後退義務）が生じる4m未満の道路の場合では、門または塀が存在すること自体が法に不適合であり、新たに設置することもできない。

建築基準法では、建築物に付属する「門や塀」は建築物に該当し、道路内に又は道路に突出して建築してはならないことになっており既存不適格建築物の取扱い。

1.8mから4mに満たない狭隘道路（建基法42条2項道路）に接する敷地における建築物の建築確認申請にあたっては、当該建築物および、これに付属する門または塀についても当然セットバックの義務が生じる。

このため、セットバックが生じる道路内に門または塀が存在すること自体が建基法44条に不適合であり、新たに設置できません。

Q14. 道路後退義務があるなら、その整備に対しての補助金はあるのか

A14. 本市では、狭隘道路整備事業として、道路後退義務が生じる建築主の負担軽減を目的に助成できる場合がありますので、お問い合わせください。

Q15. 従来から塀として使用していたのに、原状復旧できないのはなぜか

A15. 良好な市街地の形成を確保し、市民の日常生活の利便性の向上や生活環境の整備、及び災害時における安全を確保する目的で、できる限り4m未満の市道や法定外道路の後退に関して申請者の負担を軽減するために「摂津市狭隘道路の拡幅整備等に関する要綱」を平成20年4月に施行。道路管理課と建築課で協力して対応。

法違反が出た場合は、特定行政庁の大阪府（建築安全課 監察・指導G）と連携をとり、指導をお願いしている。

Q16. 建物への除却補助制度は使えるか

A16. 旧耐震基準（昭和56年5月以前建築）の建物で耐震診断により耐震性不足と診断された場合、耐震補強のほかに建物除却についても市の補助制度がある。

木造住宅の解体撤去・更地化に際し、建築物に付属するものとして、塀の除却は行なってよい。

しかし、耐震改修での除却補助とブロック塀の撤去補助との併用はできない。